平成２３年（フ）第１０６８号
埼玉県さいたま市大宮区三橋１丁目1255―１
破産者　岩瀬まり子
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９７号
神奈川県川崎市宮前区東有馬２丁目41―50―103
破産者　藤田　孝幸
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１０号
神奈川県逗子市池子２丁目２―10
破産者　伊藤　大介
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２９号
東京都中央区晴海３丁目６―８―1703
破産者　白川　直洋
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３０号
東京都中央区晴海３丁目６―８―1703
破産者　白川　裕子
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３１号
東京都大田区大森東１丁目18―１―10―D
破産者　熊迫　義正
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３３号
東京都練馬区光が丘３丁目３―２―207
破産者　縣　　正
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３８号
東京都品川区旗の台２丁目６―６―401　横井マンション方
破産者　添野　美和
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３９号
東京都町田市木曽東１丁目26―２　シーサーガーデン５―101
破産者　工藤　俊哉
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６０号
東京都小平市小川町１丁目856―24　サンビレッジ鷹の台Ｇ棟102
破産者　土井　成人
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３１号
埼玉県川口市大字安行416
破産者　宇佐美礼菜
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８５号
東京都葛飾区新宿５丁目15―10
破産者　村山　礼子
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０３号
東京都足立区千住元町34―３―504
破産者　小川いつみ
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６９号
東京都葛飾区西亀有３丁目13―11―201
破産者　薄井　信二
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１７号
千葉県市川市塩浜４丁目２―11―903
破産者　金子　里砂
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３６号
東京都江東区北砂５丁目20―１―920
破産者　井川　　実
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０４号
千葉県柏市花野井746―236
破産者　鉄羅　麻里
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０５号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田97―３、開始決定時の住所神奈川県高座郡寒川町岡田３丁目20―17―４
破産者　青島　暁彦
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３２号
埼玉県新座市新堀１丁目13―14
破産者　近藤　克巳
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６００号
千葉県袖ヶ浦市奈良輪521―316
破産者　蛯名　憲一
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０１号
東京都品川区戸越４丁目11―18―201
破産者　高橋　久幸
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１０号
千葉県我孫子市天王台１丁目13番７号
破産者　株式会社コスモ
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部